

## 中世都市の文書管理 —北フランス・ネーデルランドの諸事例に見る—

山田雅彦

### はじめに

都市とヨーロッパ、それぞれの言葉が示す範囲や定義をめぐっては多少込み入った議論が予想されるものの、きわめて一般的に言って中世ヨーロッパ都市と高度な自治とを結びつけることに躊躇する論者はいないであろう。もちろん王権や諸侯など地域内外の上級権力の支配状況、それらを含めた諸権力の関係、他の地域的条件にも左右されて、自治の程度は集落によって異なるものだが、何らかの住民組織による自治の実現、少なくとも住民の一部による現実的政治力の行使は、村落といてよい集落も含めてほとんどの中世ヨーロッパの諸集落で見られたのではないか。

広範囲に及ぶ自治の展開は、集落内に都市固有の政府を出現させることとなった。「政府」<government>と表現したように、この団体・組織は、権力の執行機関として住民生活の全般に関わる諸問題に対処することを迫られていった。この対処方法・方策の総体を「管理」もしくは「統治」<administration>とここでは呼ぶことにしよう。従って、この場合の<administration>は狭義の「行政」に限定されることはない。前近代のこの時期にあつては狭義の行政のみならず、「司法」や「立法」に属する権能も、そこに渾然一体となって含まれていたと見なす方が適切である。

筆者は、この「管理」「統治」がとりわけある種の書面—広義の「文書」—を介してシステム化されていったと想定している。都市政府＝都市当局は都市の管理を進めていくにあたり、既に王侯貴族や聖界機関の間で12世紀から充実の度を強めていた文書行政を、自らも取り込んでいったと考えている。本稿では、12世紀から13世紀にかけて、自治の早期の段階からしてすでに、都市の自治政府が簡便ながらも独自の文書管理システムを作動し始め、それを介して住民に対する広義の管理・統治を実現しようとしていた実態を、若干の先行研究の成果をもとに比較史的に見ていく。ちなみに、本稿の標題にもある「文書管理」とは、やはり上記に述べた管理一般に対する筆者の緩やかな定義にもとづく使用方法であり、保管問題のみを意味するのではない。また、逆に文書を介して実施された住民の管理などだけを意味するのでもない。そのいずれも射程に入れた広義の文書行政システム全般と理解していただきたい。

### 1. 都市文書の多様性と差異

都市が管理した文書とは何か。すでに述べたように、ここで取り上げる文書は都市当局が都市生活に関わることで受給もしくは作成したすべての書状群を含むと考えられる。いわゆる狭義の「証書」<carta><charter><charte><oorkonde><Urkunde>に限定されない。ただ

し、都市の行財政・司法。立法行為とは無縁の、例えば都市年代記や歴史編纂物、あるいは日記の類は、ときに境界線の曖昧なケースもあるとはいえ、ひとまず除外しておくこととする。この点は、2000年に刊行された中世都市文書の比較史的な研究集会報告の論集（Prevenier/Th. De Hemptinne 2000）でも共通に認識されている点として示しておきたい。それでは、この広い射程をもって捉えるべき都市文書にどのようなものが含まれていたのか。この点について先に紹介した研究集会論集の成果に抛りながら、一般論を展開していきたい。

都市が管理した文書の筆頭にあげるべきは、都市が発給した文書ではない。旧来の都市領主権力から受給した、基本となる都市の掟<lex>や慣習<consuetudines>を記した「証書」、いわゆる「都市法」がその代表といえる。さらに、発給経路は似ているが、もう少し内容を限定した一例えば流通税の減免や免除を認めた領主の文書のような一領主による各種の特権文書がある。これにさらに、王権や諸侯権力、あるいは他の諸勢力（教会・修道院・他都市など）との対外的な種々の交渉に関する、またその結果・成果として得られた記録が加わってくる。以上の諸記録は、おおむね都市自治の基本的原理を支えるもので、これらはしばしば比較的早期に都市政府によって、一冊の書冊（カルチュレール）<cartulaire><cartulary>に転写され集成された。たとえば、北フランスの有力商業都市サン・トメール市では、13世紀の後半に入ってまもなくこの種の重要な諸侯文書群をまとめて転写して、最初の都市カルチュレールが作成されている（Heidecker 2000, Yamada 2005 など）。

他方、こうした主として受給という形で得られた書状とは別に、都市はやがて自治権限を発揮し、内容あるものとしてそれを確立していく過程で、自身で多様にして多彩な書状を作成し、それを他者に発給するようになっていく。真の都市系文書の出現といってもよい。その時期は北フランスやネーデルランド地域でさえも都市によってまちまちだが、早くは12世紀後半から、より一般的には13世紀以降と言われる。これ以降、都市政府自身の発給する種々の管理書状群が、特権文書などの後生大事に保管されるべき受給書状群に付け加わることになる。この事態こそが、都市文書の質と量を大きく変えていく要因であるが、以下ではまず、その新たな管理書状群から代表的な例を3つ挙げてみたい。

第一は、都市自身に委ねられた立法権限にもとづく条例や諸規定の類。これは筆者がかつて見た経験のあるサン・トメール Saint-Omer 市などでは、13世紀前半から活発に作成されるようになっていたことが知られ（Derville 1983, 山田 2008）。しかし、ところによっては、この後見るようにさらに早い時期からの作成もある。第2は、会計簿など、次第に複雑になっていく具体的な管理・統治の現場において作成された実務系の記録がある。これもまた13世紀から各地でその系譜に属す諸史料が確認されてきている。そして、第3に、すでにこの時期の都市の自治権能に司法権限が含まれると述べたが、都市固有の司法に関する記録がある。実際、第一や第2のグループほど早いものとは言い難いものの、いくつかの都市では、おおむね13世紀後半以降、都市固有の裁判権の行使による裁判記録が伝来するようになる。そのうち、訴訟権に由来する行政書類、行政命令、またそれらをまとめ

て記した都市法廷記録の帳簿などは、都市法などにより公式に都市に認められた特定の裁判権限に由来する行為の記録とってよいだろう。それに対して、いわゆる「非訟事項裁決権」（「非訟裁治権」）フランス語で<jurisdiction gracieuse>、オランダ語で<vrijwillige rechtspraak>と表記される公権などが任意で行う公証行為も各地で認められ、それにともなっていてその種の記録が部分的ながらも伝来する場合がある。個人間の土地家屋取引や定期金<rente>の受渡し、あるいは商取引や遺贈書類の確認など、本来民間のレベルでなされるべき法行為についても、都市当局やそれに関与する都市役人の一部がある種の公証記録を作成するというのは、都市当局に公式に認められていたはずの権能とは別の付加的な住民サービスである。しかし、こうして作成された追加サービスの公証記録もまた、条件さえ整えば、公式の裁判記録や行政記録と並んで保管される傾向にあった。

さて、これら多彩な書類の出現はまったくアトランダムに生じたというのではない。ある程度一定のリズムで、それぞれ尾のタイプの記録が時期をずらしつつ出現し、やがて標準化していったと見て取ることが許される。この深化する文書管理のプロセスを、オランダの歴史家 A. デイクホフ (Dijkhof 2000, 2003) は、4 段階（前段階も含めれば 5 段階）に整理している。

まず、プレ・ステージ＝前段階。何よりも、都市共同体に対する何らかの自治権、もしくは住民特権の賦与、もしくは法人性の承認がなくてはならない。この時、たいていは初めて集落固有の基本的慣習の成文化、すなわち都市法、都市特権文書の成文化が実現し、その文書の保管が「どこかで」なされることとなる。

その後、都市当局の名による文書作成が開始される。これが都市文書行政の進化における第 1 ステージと位置づけられる。この時期は、他機関・他者との交渉・取引、都市住民による法行為の確認、調停や裁定が時に記録化される。また、この時期においては都市まだ固有の書記を通常は持たず、都市内の修道院や有力教会の聖職者など、他者に依頼して必要な書状を作成していたとされる。

第 2 ステージは、都市当局による個々の「条例」「法規」の作成をもって特徴づけられる。ただし、都市固有の文書局はなお未発達であるが、ある特定の人物に次第に委託されていたと考えられる。例えば、デイクホフが直接分析した北ネーデルランド都市では、都市内の特定教会の司祭がその任に当たっており、彼はその集落運営に深い関係をもつようになっていたと見なされている。

続く第 3 ステージは、上に述べた非訟事項裁決業務（民間契約に対する公的認証の付与）の普及が特徴となる。そして、それが可能となるように、この時期には都市固有の文書局といえる組織が萌芽し形成されているという。

そして、すべての業務におけるルーチンが完成したと見なせるのが第 4 ステージである。この段階では、都市固有の文書形式も整備され、個々の行政内容に応じた書記が存在することもあれば、おおむね書記同士の書体のブレが軽減されてくる。さらに、作成・発給の問題のみならず、保管方法も確立してくるという。

以上、このあくまで平均的な「モデル」に、個別のケースが合致しないことは多々あると予想される（実際、このあと見る諸事例ではそのことが確認できる）。デルメールが分析したエール Aire-sur-la-Lys の例などは、ほぼこうした歩みを順調に辿っていったように思われる（Bernard 2000）。しかし、あくまで一つの理念型としてこれを取扱うのであれば、われわれはうまく整理された座標軸を持つことになるだろう。要するに、これを規準にしながらか個別事例の差異や特徴を見分け、地域全体の問題状況を立体的・総合的に理解することも可能となる。

ところで、デイクホフは最後のステージになってようやく文書保管の問題に言及したが、保管の問題は文書管理が始まった頃から当然存在したのであり、それ自体多様なプロセスを歩んできた。以下では、文書記録の保存・保管に関して、若干の整理を行っておきたい。

まず、保管の問題に深く関係する文書の物的形態について。記録形態は大きく 2 つのタイプがある。一つは、一通一通の書類がそのまま独立した形態で維持され保管されている一片書類独立型であり、他の一つは、それらを単純に綴じる、あるいは別途書冊・巻物などを用意してそこに直接記入する、もしくは原本等を転写するという複数書状編集型—*cartulary, register, roll*—がそれである。基本的には前者が古く、後者が新しいシステムという一般的な傾向はあると考えられるが、ことはそれほど単純ではないだろう。たとえば、教皇や王権、司教や諸侯権力から賦与された貴重なオリジナルの文書（通常は羊皮紙による一片書類の形式が多い）などは、その形態のまま大切に保管される傾向が強かったのは言うまでもない。また、この点は都市と言うよりも教会・修道院に関する事例からの証拠となるが、例えば土地の贈与や交換といった取引、寄進物件の記入、さらに所領の管理など、実務的な事柄の記録に関しては、かなり早い時代から一早いところでは 9～10 世紀頃から一当初より台帳系の記録を作成して保管することが一般的であった。また、台帳タイプの記録といっても用途によってその厚さや大きさは多様であったし、長期を通した保管・伝来状況次第でその形態も自由自在に変わり得た。すなわち、台帳タイプといっても、最初からある目的にあわせて用意された台帳に随時記入していくタイプもあれば、用済みの小台帳—せいぜい数カイエからなる薄い冊子体—をある時点で合冊して保管したタイプのものもあり、後者などは当初の形態がどのようなものであったか判然としないものもある。そもそもこうした多様な書類保管のあり方をめぐって、すべての都市に通用する体型や法則があるわけではない。すべての保管方法を合目的かつ一対一的に説明する論理を探するのは至難である。逆に、個々の都市の特性や個性が、文書管理のあり方に映し出されているように思われる。以下では、本稿の対象とする地域に関する興味深い先行研究成果をいくつか重ね合わせて見ていく。

## 2. 都市による文書管理の緩慢にして着実な始動

最初に取り上げるのは、フランス中世古文書学の権威 B.-M. トックによる、12 世紀末までのフランス王国北部の都市文書の文書学的分析の成果である（Tock 2000）。一般的にはち

ようど、デイクホフの言う第 1 ステージにも相当する時代であるが、果たして北フランス諸都市の場合、どのような傾向を示すのであろうか。

トックによると、フランス北部では 12 世紀半ばから都市を代表する職務者 (maire, échevins, jurés など) による文書作成が確認されてくる。最も早い例は、ペロンヌ Péronne の 1151 年に現地の都市役人によって発給された文書がある。また、アミアン Amiens では 12 世紀後半だけで、1152 年、1166 年、1167 年、1170 年と立て続けに、さらにヴァランシエンヌ Valenciennes でも 12 世紀後半だけで、1155 年、1174 年、1190 年、1192 年、1195 年、1198 年と相対的に多くの都市発給文書が伝来している。しかし、全体的に見るとその数はけっして多くない。フランス北部のノール及びパ・ド・カレー地域とピカルディー地域という 2 つのレジオンを見渡しても、総計 19 通しか確認されないとトックは言う。

ところで、ペロンヌ市は特に目立って大きい都市ではない。北フランスやフランドルは経済・政治面で重要な都市が多かった点でよく知られているだけに、都市文書行政の発展も早熟的と思われがちだが、ことはそう単純ではないということになる。たとえば、ドゥエ Douai、アラス Arras、ボーヴェ Beauvais、ノワイヨン Noyon、サンリス Senlis、ソワソン Soissons といった諸都市では、実は 12 世紀以前の年代を持つ都市固有の文書は伝来していないという。最初のドゥエ市を除いて他すべてが司教座都市であることが関係しているとトックは見ている。司教座教会という伝統的な文書作成・管理者の存在が、当分の間都市固有の文書行政の発展を阻害した可能性は確かにあるだろう。しかし、都市文書発展の遅れを招いたものが司教座の存在だけとは言い切れない。上記のリストの最初に名を連ねるドゥエは、司教座都市ではない。また、同じくトックから他の例を挙げると、北フランスの重要都市リール Lille やサン・トメールでも、最初の都市関与文書の年代は 1200 年とされる。さらに、より北端のフランドル伯領内の経済発展のあった諸都市でも、都市文書の普及は 13 世紀前半以降徐々にしか展開していないという。こうした地点は司教座でこそなかったが、しかし多くの場合、現地に古来の修道院や参事会教会など重要な教会機関が存在し、またフランドル伯などすでに 12 世紀初め頃から活発な文書行政を開始していた。従っておそらくこうした地点でも旧来の政治権力との競合、換言すると伝統的権威の持続が新興勢力の文書行政の不活発さにつながっていたのではないかと見て取れる。

この時期における都市文書の特徴はあるのか。トックは、数少ない北部フランスで確認可能な都市の事例を総合して考察する。まず、予想されるように、形式は多様、全体として簡単な外形と内層しか持っていない。すなわち、とても都市固有の形式といったものは未だあるわけではない。しかし、都市が文書を発給した数少ないケースで特徴的なのは、多くの場合、印璽の保有とその使用が領主権から承認された場合であったということである。1152 年のアミアン、1155 年のヴァランシエンヌ、1183 年のコンピエーニュ Compiègne、1196 年のレンス Lens、1200 年のサン・トメール、リール、ベルグ Bergues-Saint-Winoc、ブールブール Bourbourg、エール Aire-sur-la-Lys などにはこれに該当する。この点で、最初期の事例となる 1151 年のペロンヌのケースはこれに該当しない。いわば、未だ固有の印璽を持

たない移行的性格の強い事例といえるかもしれない。この時の文書では、ペロンヌ市所在のサン・フルジーSt-Fursy 参事会教会の印璽が使用されている。実際この文書でペロンヌの市長らは「固有の印璽を持たないので」<cum ipsi proprio sigillo careamus>そのような措置をしたと記していて、印璽の所有が文書作成上重要な要件としてすでに意識されていた様子を逆によく示してくれている（Tock 2000, pp.507-508）。ちなみに、少し遅れて 1188 年になるとペロンヌの市長は固有の印璽をすでに所持しており、この時市民の法行為を記した書状—都市による作成文書ではない文書—にそれを認めているのである。

このように印璽の所有は文書作成の主体者が誰であるのか、あるいは文書の効力を保証する力がどこにあるのか決定づける最重要要素として認識されていたことは確実といえる。ベド＝レザックは都市の印璽に関して問題整理的論稿をまとめている（Bédos-Rezak 2000）。しかし、当のテキスト文案、あるいは文書自体の作成行為そのものには、都市当局は積極的に関与するようになっていた。まず、都市サイドの証人がたいていの場合最初に登場し、その後修道院や教会の関係者が名を連ねるようになっていく。それでもこの時期は、テキスト文案の作成行為とその内容の書状への転記という行為は区別されねばならない。最終的な清書文書は、都市内に居住する教会人の手で、もしくは上級の伯権力のもとから招いた書記によって作成されたことは間違いない。清書作業は他者に委任されることがな常态だったのである。換言するならば、未だ都市の専従書記（局）は不在であった。それでもトックによれば重要な点がある。都市は一定の法廷的権限に関する当事者意識を持ち始めており、それは早くも 1151 年のペロンヌ文書においてさえ「われわれの面前において」<in nostra presentia>という文言によって、凝縮されて表されているのである（Tock 2000, p. 513）。

また、数少ない事例とはいえ、上記ペロンヌの 1188 年であった市長印璽の賦与と事例が示すように、都市当局の信用は少しずつ高まっている（この点は事象においてより詳細に見ていく）。そのことが域内全体における都市文書の微増につながっているとも見て取れる。むしろ、教会目線からいえば、都市文書は未だ低いランクにある価値の低いものだった可能性は十分ある。実際、トックによると、この時期の都市文書の伝来数の少なさは単純に印璽の問題のみならず、オリジナルといえどもそれ自体の価値の低さ故に残されなかった可能性を考えてみる必要があるし、実際、都市当局による法行為を記したオリジナル文書はないものの、その後他の組織や人物によって確認状が発給され、それによって内容が伝来するケースが多々あるという。この点で、ヴァランシエンヌの例を見ると、そこでは比較的多くの 12 世紀都市文書が伝来するが、何よりもこの都市を取り巻く大勢力はエノー伯であったことがやはり無視できない状況をうかがい知れる。というのも、ヴァランシエンヌでは都市固有の文書が相応に作成されはしたものの、その内容を改めて確認して補強する伯文書の同時作成（あるいはほぼ同時期の作成）が行われたケースが 3 通含まれるのである。また彼ら市民の印璽も、伯の居城を連想させるような<sigillum castri>と表現されていて、印璽の権威の出所が巧みな表現で示されているのである（Tock 2000, p.516.さら

にエノー諸都市については、Bousmar 2000, 2001 の研究も参照)。

以上、この時期の都市文書には多くの限界があったことは否めない。しかし、都市文書の作成に関する一定の意志は非常に早い時代から根付き始めていたことを、われわれはトック論文から読み取っておきたい。この意志なくして、都市当局による文書管理の充実と普及はなかったであろう

### 3. 都市による文書管理の拡大とその全般的背景

#### 一非訟事項裁決業務（私的法的行為の公証）

ここでは、ちょうどデイクホフの言う第2・第3のステージに対応する新タイプの記録、民事・商事面での非訟事項に関する一種の公証書状の形成をめぐる、いくぶんデイクホフのモデルを相対化してみたい。というのも、量の面では仮に少ないとはしても、実はこの種の「実務証書」は、ある都市では比較的早い時期から姿を見せていたように思われるからである。

土地取引や金銭の貸借など、非訟事項をめぐる作成される公正書類、換言すると民間の法行為を公的な権威が第三者的に認証する書状は、北西ヨーロッパ地域ではもともと教会裁判権によって発給されることから普及した証書群である。すなわち、土地の人々は互いに交わした契約や将来に向けた約束ごとについて、その履行に不安を感じるなどした場合、まずは司教座教会など地域の権威ある教会にすぎること、ある種の安心感、言い換えるとお墨付きを得ようとしていたわけである。教会組織も権威付けを施すことで、民衆世界と深く関わる機会を得ることになったであろう（この種の裁定を行う場、ならびのその機能を<officialité>と呼ぶ。それが発給した文書の具体例は Guyotjeannin/Pycke/Tock 2006, pp.195-198 参照）。当然ながら、こうした文書の内容は、私的な契約に関することが多いのであるから、俗語で書かれた方が当事者にも理解しやすいと思われるが、しかし、少なくとも13世紀までの教会裁判所の手による非訟事項裁決文書はたいていラテン語で作成されている。結局、当事者たちは自分自身が読み判読する能力を持っている必要はない。むしろ、その種の行為を保証した公権の手による文書が存在することが重要だということになる。

さて、問題としている都市政府もまた、比較的早期にこの種の行為に関わるようになっていった。この場合、特徴的なのは12世紀まではラテン語が依然主流だとしても、13世紀以降は使用言語のほとんどが、フランス語か低地ゲルマン語（後のオランダ語）といった俗語で作成されたという点である。この文書業務が一般化するの、早いところで13世紀後半、大半は14世紀以降である。以前この点については若干の紹介をしたことがあるので、以下では簡単にすませるが、都市など領主権以外の俗人の手によるこの種の実務史料＝公証記録の文書形式、ならびに文書保存形式のあり方は、大きく4パターンに整理される。

第1に挙げるべきは、最も信用度が高いと通常考えられる「公証人」文書。これは、法律に通じた専門家に対して都市当局が一ときには公証人の職業世界自身が—その権能を認

めて公証人を作り出し、彼らが専門職業人として民間の私的行為を決まった書式に従った証書の形に整理する、あるいはその法行為を自らの帳面に登記するといったもので、イタリアや南フランスの諸都市では非常によく普及した制度である。しかし、公証人文書の作成はフランドル都市では14世紀になるとある程度普及するが、13世紀までの本稿が対象とする地域では未だマイナーな存在でしかなかった。

代わって頼りにされた世俗の機関が、新興の権力機構として台頭して久しい都市政府であった。第2の公証作業方法は、この都市当局による帳簿などによる集中管理による方法である。ラインラントの都市ケルン Koeln の文書システムがその点で有名だが (Groten 1997)、都市はこの行為に関する固有の帳簿を用意し、そこに関与した公証業務の内容を記載していく、すなわちある種の「登記簿」を作成することで、民間における不和や不安を管理しようとしたのである。

第3の方法はいかにもこの時代の都市当局が採用した独特の方法である。シログラフ <chirographum> と呼ばれる一種の割り符状の作成がそれであり、これは次のようにして作成される。まず、1枚の羊皮紙に同一のテキストを上下からそれぞれ転写する、そして真ん中部分にいくぶん大きな文字で <chirographum> (古典ラテン語より存在する語で「証書」の意味) と書く、最後はその大きな文字を切取線としてハサミで2つに裁断するのである。2つに分かれた文書には、ともに同一のテキストが書き込まれていることになる。しかも、ピタリとあわせると <chirographum> の文字が再び姿を見せることになる。この方法から分かるように、この種の文書作成は、もともと当事者同士で取り交わされた法行為の「私的な」保証方法であったと言える。普通はこの2枚の証書は両当事者が持つものである (シログラフに関する全般的説明は Guyotjeannin/Pycke/Tock 2006, p.189-194 参照)。北フランスのドゥエ市は、一工夫を施すことで公的機関による公証文書としてこの方法をヴァージョンアップしている。すなわち、13世紀前半より、3部の複製を作成する変形シログラフの方式が採用され、上下を切り取りその2つは両当事者 (もしくは代表となる2人の当事者) へ、中央に残った他1つは都市当局のもとで所定の袋の中に入れて保管されるという仕組みがとられるようになった。これは、市参事 <échevins/aldermen> によって雇用された書記 (団) により作成された。以上のドゥエのケースについては、ハウエルによりその豊富な史料実態が明らかにされている (Howell 2002)。内容面でも不動産の売却・購入の契約、その他様々な不動産のみならず動産取引の記録、結婚契約、遺言など、およそすべての私的な契約行為が対象となっていたことが知られている (山田 2006 もあわせて参照)。しかし、ドゥエ以外ではエノー伯領内の村落においていくつか確認される程度で、この事例は希少なケースといえよう (Bousmar 2000, 2001)。

最後に、第4の方法を見てみたい。これは、最も単純であるが故に各地で広く見られた方法である。個々の私的契約に都市の権威の名で、もしくは都市役人などが個人の権能を前提にしてその印璽を書状に付す、あるいは何らかの裏書きのようなものを書き付けることで法行為を公証したケースである。北部ネーデルランドのように比較的遅まきの都市発

達があった地域でも、この種の文書発給とその管理は 1270 年代以降徐々に普及していった様子がデイクホフやファン・スィンヘルによって明らかにされている (Dijkhof 2000, 2003, Van Synghel 2000, 2002)。その時期、市参事の一部が個人名によって公証文書を発給してやり、そこに個人の印璽を押すことで慣行は始まったようである。以後は都市における書記組織の整備と並行して普及し、やがては都市当局の名による発給も見られるようになっていく。内容は、最初から多様で、金銭貸借、姉妹への年金設定、土地売買、年金売買などが取り上げられている。

以下では、この遅まきの出現を見た北部ネーデルランドとは逆に、むしろ早い時代に普及しやがてその力が鈍化した地域の事例を取り上げたい。北フランスの代表的コミューン都市ラーン Laon と近郊村落コミューン群を検討したサン＝ドニによると、ラーン市だけで 1190-1270 年の間に 44 通が伝来する。また、近郊の村落ブリュイエール・アン・ラノワ Bruyères-en-Lannois でも、1196-1316 年の間に 9 通が確認される (Saint-Denis 2000)。文書形態について一言すれば、形式は簡素で、当事者用の書面には都市コミューンの名で裏書きが添えられた。おもしろいのは、さらに念を押すかのように「控え」が都市の箱に保管された。公証された内容は先のドウエの事例に同じく多彩である。土地の売買、特に断片的な土地の取引、定期金の設定、上乗せ地代<surcens>の設定、ブドウ園契約、負債、相続に関する規定、婚資の設定などがそれである。

このように早い時期から普及した非訟事項裁決文書であったが、13 世紀半ばになると、急速に発給数が減少する。残存数の低下にすぎない可能性もあるが、状況証拠に照らしてみると、やはり発給数自体が少なくなったと理解できる。すなわち、都市当局は 13 世紀前半に都市内の紛争、特に聖界機関との争いに拘泥したため、都市内の治安が乱れたうえに、当局自身の信用の低下を招いたのではないか、というサン＝ドニの解釈はおそらく正しいと見てよいだろう。さらにサン＝ドニによると、13 世紀中葉以降においては、フランス王権のこの地方への支配権行使の拡大が影響した可能性もあるという。実際、これ以降この地域における非訟事項裁決業務の多くがフランス王権の役人の手によって進められるようになるという。まさに、この種の文書の作成が発給主体の信用いかんに関わっていたことがよくわかる事例とも言える。

ちなみに、先に見た北部ネーデルランドの場合でも、各地で固有の書記局や都市の文書庫が発達していくが、たとえば、市内に古来より名高い修道院の存在した都市では、14 世紀前半に至っても、都市での文書保管は本格化しなかった。古来の修道院が文書作成・保管の中心であり続けたのであり、ここにも発給主体間の信用競合の問題が見え隠れしている (Dijkhof 2000)。

#### 4. 都市の文書管理を決める地域的事情

##### —ブルッヘ Brugge 市のある限定された文書管理の事例から

最後に、ちょうどデイクホフの第 3・4 のステージに対応すると目される 13 世紀第 4 四

半期の頃の、一大商業都市ブルッヘの文書行政の事例を見ることで、都市文書管理の問題がきわめて多彩で差異に富むのかあらためて認識することになる。商都として成長し、財貨を交換する多くの人々が行き交ったこの大都市において、ブルッヘ市当局がとった文書行政は、暗に反して比較的地味な内容である。以下、この点を M.ルロワの研究によりながら仔細に見ていくこととしよう（Leroy 2000）。

議論を進める際に、ブルッヘが大国際商都であったという以外に、さらにブルッヘの特殊性に関する 2 つの事情を理解しておく必要がある。第 1 は、当時ブルッヘ市当局によって統治された領域自体が非常に狭かったという点。実際に、都市の権限が及んだ領域は久しく 1127～28 年頃定められた市壁の内側にすぎなかった。13 世紀後半に市壁外区の一部が購入という手段で都市の権限下に入るものの、多くの他の領主権区域が飛び地のように存在する状態はその後も続いた。何より、都市内部においても多様な法的勢力が存在していた。複数の修道院・教会機関があり、文書管理という点に照らして言えば、それらには多数の書き手が都市当局とは別個に存在していたことになる。第 2 に、ブルッヘではフランドル伯権の法制措置によって、ブルッヘ市を取り巻く周辺領域が「ブルフス・フレイエ」<Brugs Vrije>（仏語で<Franc de Bruges>）という別個の政治・法制領域として区別されていたが、その別個の管轄権に属すはずの裁判所が、中心に位置するブルッヘ市内におかれていた（市内中央の建物内に政庁がおかれていた）。こうしたことはさらに別の領主領でもおきていた。これは、ちょうど現代の日本において、政令市が県庁所在地でもある場合に、相当規模の権限を有した役所が同一の市内に並存する状況を思い起こすとわかりやすい。ブルッヘはブルッヘを取り巻く法制区域の主邑の機能も果たしたのである。このため、ブルッヘには都市当局とは別に、しかしそれときわめて類似の機能を担う別個の住民管理組織が存在した。当然、ここでも文書管理機能の競合関係が生じ得た。

以上 2 つの限定的条件にルロワがまず言及したのは、実はブルッヘ市当局の文書管理は 13 世紀第 4 四半期においては、かなり限定的でしかなかったことが判明しているからである。とはいえ、まずは 13 世紀後半におけるブルッヘ市当局作成の文書群とその保管実態を確認していこう。ルロワによれば、1274 年から 1299 年の間でブルッヘ市の文書は、訴訟権由来の統治文書、及び非訟事項裁決権による公証文書ともに存在するが、後者の非訟事項裁決権による公証文書が圧倒的に多い。しかし総数は、当該時期で 49～50 通しか伝来していない。周辺のブルフス・フレイエがほぼ同じ時期で 722 通を伝えているのと比較すると、その数の少なさに唖然とする思いである。ちなみに、フレイエの文書群にはブルッヘ市民も当事者として出て来る。これは市民が周辺地域にある土地家屋、権益について何らかの法取引を行った結果であり、何の不思議もない。

このような都市当局による文書取扱量の圧倒的少なさは、市民の多くが不動産取引よりも国際商業に関与する機会が多かったからか。この点はしかしルロワも可能性を示唆する程度である。それに対して、1280 年代以降都市内に政争が絶えず、当局としての信用が低下したためである、とする見解をルロワは紹介しつつ、一定の理解を示している。他方、

教会機関への信頼が持続したからという別の見方は、ブルフス・フレイエの大成功例がそれを支持しないとこれを否定する。むしろ教会機関や施療院などの慈善組織は、しばしば市民との間の契約当事者なることで、文書受益者となっているケースが多々見られ、そのおかげでこの種の文書が時折残存しているとも言える。裏返せば、当時の都市当局では未だ確立した文書保管システムがなく、例外・偶然的な経路で文書が伝来しているにすぎないのがブルッヘ都市当局の実状である。むろん、1280年の火災など多くの事件による文書の焼失という可能性も否定できないが、全体としては物足りない文書管理状況であったとの印象は否めない。

都市の文書管理の実態を、今少し49通の非訟事項裁治権文書の内容分析から見ていく。内容は定期金設定が19通、土地家屋の取引が18通—これらはいずれも先に述べたように大半のケースで一方の当事者が聖界・慈善機関であった—、都市当局によるこの種の紛争裁定文書が5通、そして各種の目録系の記録などその他のものが4通である。それなりに都市当局は市民サービスに関与してはいたことになる。

さらに、内層及び外層の形式を見ていくと、50通のうち44通で、一定の形式文言が使用されていた。たとえば「われらブルッヘの市参事団」<Wij [N] scepenen in brughe>あるいは「この書状が作成されたこの時に」<te dien tiden dat dese letteren ghemaect waren>などの常套句が、文書冒頭に置かれる傾向が見られた。これは都市による文書管理の徹底を示すのか。しかしルロワによれば、都市政府による完全統制とは言いがたかったようである。というのも、一定の常套表現が確かに冒頭にあっても、それ以降の表現や文言は自かなり多様で、書体から書き手が通常考えられる都市専従書記の数を超えて存在したことが判明している(Leroy 2000, pp. 276-275.)。

ルロワの分析では、50のうち30通は11人の書記によるもので、それぞれどの人物か判明していて、すべて都市の専従ではなく「独立書記」であったとされる。さらに1通は、市内救世主教会 St-Sauveur の書記の仕事と見られる。彼らは金銭と引き換えに、市民にサービスを提供していたのである。都市政府と関係していた可能性を持つ書記はせいぜい2人と見られる。彼らに関わった書状は、明確には3通、多く見積もっても8通しかない。それでもこの小集団が都市当局の専従書記団をなしていたのであり、このうちの1人は毛織物業規約<keures de draperie>の作成に関係していた。

結局、こうした書記の数の多さが書式の多様性を生んでいる。ブルッヘ市が課した一定の冒頭句を守れば、誰でも自由に非訟事項裁治権に関する書状を作成できたということである。ここでも、13世紀末ブルッヘ市当局による制御された文書管理システムの不在が特徴として浮かび上がってくる。

しかし、ブルッヘ市当局が独断場とした文書管理現場もあった、それは非訟事項裁決文書とは別に、世襲定期金の設定に関する書状の作成であり、1299年と1300年の年代を持つ計15通の世襲定期金文書は、すべて同じ手によるもので、決まった形式に従って作成されていた。ちなみにこの書記は、先に見た非訟事項裁決文書の書き手の誰でもなく、完全に

都市の専従書記、もしくは都市と固有の関係を取り結んだ書き手であったと見られ、ルロワはこの人物を都市当局周辺の出身者で、都市のイニシアティブの大きさを推断している。これは国際商業で潤うブルッヘ市の支払い能力と信用の表明だったともルロワは指摘する。他方で、それとは別の終身定期金の設定に関する文書も 1284-1300 年の幅で 13 通伝来するが、こちらは別個に複数の書記が関与していたことが知られる。8 通は、同定可能な 3 人の手によるもので、そのうち 1 人は、世襲定期金文書作成を担った書記自身で、他 2 人は、非訟事項裁決文書を作成した数名のうちの 2 人と特定される。こちらは世襲定期金のそれと異なり、一定の約束事はあったものの、書式は均一ではなかった。すなわち、このように任意に設けられる世襲定期金設定の取り扱いが、明らかに都市当局の文書管理からは付属的な扱いであったことが判明する。

ブルッヘ市ではこの時期では他に、規約系の文書を中心に一定の行政・統治関係の記録も伝来する。正式な文書形式のものが全部で 12 通、そのうち 9 通は毛織物業関係規約、3 通は他の職種のそれである。これは前述の都市当局の専従と目される書記が作成に関与したことが書体から判明している。他方で、より簡便な形式の書状がいくつかあり、たとえば 1280 年 9 月 28 日の「食糧品とギルド統制に関する市参事およびバイイの命令」は、その名の示すとおり、明白に都市当局の管理する文書でありながら、市参事の 1 人のために非訟事項裁決文書を作った 1 人の「独立書記」によって書かれている。ある種の契約関係で市参事のために動いた人物とルロワは推察している。そのほかはここでもさまざまな書記の活動が確認される。

以上、ブルッヘ市における文書管理のあり方は、公的機関によるある部分の徹底掌握がある反面、多くの部門については市井の物書き＝独立書記の活動に多くを委ねていた、とまとめることが許されよう。この点は、市参事の面前の契約文書作成。報告をほぼ義務づけたとされるアラスやイーブル *leper* とは大きな違いがある (Leroy 2000, pp.276-268.) むろん、この時期のブルッヘ都市当局にも小規模ながら文書局が存在した可能性は高い。文書作成に際しての一定の形式があり、1280 年には都市会計簿が作成され、世襲定期金文書に関しては独占的な専従書記が存在したことなどはその存在を示唆している。それでも、それ以外の多くの活動は比較的自由な枠組みで展開していた。多くの独立書記が時々、都市のため、あるいは都市に雇われて活動した。彼らは、都市の示すある程度の決まり事に従いながらも、文書の詳細部分の作成は自身の判断で取り仕切っていたと見える。これをルロワは一種の「公証人」的存在と見ている。

このような一見して非中央統制的な文書管理システムがブルッヘに固有か否かは今後さらなる比較研究が必要であろうが、アメリカの法人類学者 E.カデンスが商人法の起源について論じた研究での発言によれば、こうした現象がブルッヘの国際的な商業発展と関連している可能性は高い。すなわち、彼によれば、商人らは多様な契約や法行為を結ぶ際に、危険を分散するべく多彩な顔ぶれにそれを依頼する傾向にあるという (Kadens 2004)。こうした見方が正しいとすれば、ブルッヘにおける多くの独立書記の存在と都市当局による彼

らの緩やかな取り込み―見方を変えれば自由放任―も、けっして遅れたシステムだったと捉える必要もなく、一定の社会環境に照合した独自の進化の結果と見ることも許されるように思われる。

## おわりに

以上本稿では、デイクホフの見取り図を当初の見取り図としながらも、2000年刊行の中世都市文書研究集会の論集に収録されたトック、サン＝ドニ、ルロワらの個別事例分析を主軸に添えながら、具体的なイメージづくりを目指してきた。

デイクホフの理念系モデルに照らして言えば、いずれの事例分析からの判明するのは、非訟事項裁決文書への都市当局の取組みは、そこで想定されているよりも早いように思われる。ただし、その歩みは直線的ではない。コミュン都市ラーンと周辺村落の文書発給状況は、都市当局の信用形成とそれとが深い関係にあることを改めて示唆している。また、ブルッヘ市当局の限定された活動状況は、信用の問題だけでなく、社会全体の文字使用への依存の強弱が、都市などの公的組織による文書管理のあり方により深く関係していることを暗示しているように思われる。全般的に、これはデイクホフ自身も述べた点だが、都市による文書管理の進化度合いはけっして単純に都市の経済成長度と相関関係にあることではない。その展開はきわめて複雑と言わざるをえない。要は、一般的な傾向と比べた時の個々の都市での違い、あるいは都市間での事態の相違を、歴史的な観点から説明することにある。都市による文書管理といっても千差万別であり、一般的傾向と個別都市間での差異に関する体系的な説明が可能であるか、そのことを常に意識せねばならない。このような「差異」へのこだわり、「差異の歴史学」の実践こそがこの領域では求められている。

この問題意識を確認するならば、われわれは改めて都市の文書群だけを考察しても不十分であることに気がつくであろう、文書の作成は権力行使の一役を担っている以上、地域全体における文書行政の役割分担、もしくは競合という現象を意識する必要がある。都市と王権の関係、都市と諸侯など領域支配権者の関係、都市内および周辺近隣の聖俗領主権との関係、あるいは都市内に生じた諸々の下位集団や有力個人（商人）と都市当局との関係は、都市の文書行政の全容に大きな影響を与えている。例えば王権による非訟事項裁治権への積極的関与の開始については Carolus-Barré 1935 などの研究が以前よりあり、最近では Claustre 2006 が刊行されて、非訟事項採決権の問題は他の諸権限・権能との関係の中で議論されるようになっている。本稿で見た諸事例もまたこの点を明確に示唆している。

今後はさらに一都市を越えた比較的広いローカルな枠組みを策定して、そこでの文書の全体的状況に照らした都市文書をめぐる「文書内容」「スタッフ」「財源」などの考察が求められているように思われる。

### 主要参考文献

- Bédos-Rezak, B. 2000. Le sceau médiéval et son enjeu dans la diplomatie urbaine en France, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.23-44.
- Bousmar, E. 2000, La diplomatie urbaine montoise et la spécificité des textes législatifs: bans de police et ordonnances (fin XIIIe- début XVIe siècles). une mutation, des permanences, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.45-80.
- Bousmar, E. 2001, <Si se garde cascun de méfaire>. La législation communale de Mons (Hainaut) dans son contexte régional (XIIIe-début XVIe siècle). Sources, objets et acteurs, dans Cauchies & Bousmar 2001, pp. 153-181.
- Britnell, R. (ed.) 1997, *Pragmatic literacy, East and West 1200-1330*, Woodbridge (UK)/Rochester (USA).
- Carolus-Barré, L. 1935, L'ordonnance de Philippe le Hardi et l'organisation de la juridiction gracieuse, *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 96.
- Cauchies, J.-M. & Bousmar, E. (ed.) 2001, <Faire bans, edictez et statuz>: légiférer dans la villes médiévale. Sources, objets et acteurs de l'activité législative communale en Occident, ca. 1200-1500. Actes du colloque international tenu à Bruxelles les 17-20 novembre 1999, Bruxelles.
- Claustre, J. 2006, La dette et le juge: juridiction gracieuse et juridiction contentieuse de XIIIe au XVe siècle, Paris.
- Clauzel, D., Clauzel-Delannoy, I., Coulon, L., Haquette, B. & alii 2001, L'activité législative dans les villes du nord de la France à la fin du moyen âge, dans Cauchies & Bousmar 2001, pp. 295-329.
- Delmaire, B. 2000, La diplomatie des actes échvinaux d'Aire-sur-la-Lys au XIIIe siècle, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.101-122.
- Derville, A. 1983, Le registre aux bans de Saint-Omer, *Liber amicorum J. Gilissen*, pp.77-87.
- Dijkhof, E. 2000, The growing literacy in the Towns of the County of Holland and Zeeland, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.133-142.
- Dijkhof, E. 2003, *Het oorkondewezen van enige kloosters en steden in Holland en Zeeland, 1200-1325*, 2 vol., Leuven.
- Godding, Ph. 1987, *Le droit privé dans les Pays-Bas méridionaux, du 12e au 18e siècle*, Bruxelles.
- Godding, Ph. 1995, Les ordonnances des autorités urbaines au moyen âge. Leur apport à la technique législative, dans Duvosquel, J.M. & Thoen. E.(éds.). *Peasants & Townsmen in Medieval Europe. Studia in honorem Adriaan Verhulst*, Gent, pp.185-201.
- Groten, M. 1997, Civic Record keeing in Cologne 1250-1330, in Britnell 1997, pp.81-88.
- Guyotjeannin, O. 1997, French Manuscript Sources, 1250-1330, in Britnell 1997, pp.51-72.
- Guyotjeannin, O., Pycke, J. & Tock, B.-M. 2006, *Diplomatique médiévale*, 3e édition, Brepols.

- Heidecker, K.(ed.) 2000, *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society*, Turnhout.
- Howell, M.C. 2002, Documenting the Ordinary: The *Actes de la Pratique* of Late Medieval Douai, in Kosto & Winroth 2002, pp.151-173.
- Kadens, E. 2004, Order within Law, Variety within Custom: The Character of the Medieval Law, *Chicago Journal of International Law*, 5-1, pp. 39-65.
- Kosto, A.J. & Winroth, A. (eds.) 2002, *Charters, Cartularies, and Archives. The Preservation and Transmission of Documents in Medieval West, Preceedings of a Colloquim of the Commission Internationale de Diplomatie (Princeton and New York, 16-18 September 1999)*, Toronto.
- Leroy, M. 2000, Les débuts de la production d'actes urbains en Flandre au XIIIe siècle, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.267-279.
- Prevenier, W. & De Hemptinne, Th.(eds.) 2000, *La diplomatie urbaine en Europe au moyen âge. Actes du congrès de la Commission internationale de Diplomatie, Gand, 25-29 août 1998*, Leuven.
- Saint-Denis, A. 2000, L'administration communale face aux pouvoirs concurrents dans les villes de communes du nord du royaume de France au XIIIe siècle, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.437-451.
- Sivéry, G. 1997, Non-Literary Sources in the B Series of the Archives of the Department of Lille for the Period 1250-1330, in Britnell 1997, pp.73-80.
- Tilly, Ch. & Blockmans, W.P. (eds.) 1994, *Cities and the Rise of States in Europe, A.D.1000 to 1800*, Boulder/San Francisco/Oxford.
- Tock, B.-M. 2000, La diplomatie urbaine au XIIe siècle dans le Nord de la France, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.501-522.
- Van Synghele, G. 2000, Urban Diplmatics in the Northern Low Countries, dans Prevenier & De Hemptinne 2000, pp.523-534.
- Van Synghele, G. 2002, Observation on Entry and Copying in the Cartularies with Charters of the Province of North Brabant (Abstract), in Kosto & Winroth 2002, p.174.
- Yamada, M. 2005, The Literate administration of “péage de Bapaume” under the French Crown and Some Towns, 1200-1400, What a new-found text of Saint-Omer tells us, *The Haskins Society Journal, Japan. Studies in Medieval History*, 1, pp. 39-48.
- 山田雅彦 2006 「中世北フランス・ネーデルランドにおける都市当局による私法行為に関わる文書業務の拡大とその歴史的意義」神寶秀夫編『西欧中・近世における国家の統治構造と機能』（平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金（基盤研究 B 2）研究成果報告書）九州大学、44-53 頁。
- 山田雅彦 2008 「中世中期サン・トメールの市場をめぐる自由と規制—13 世紀ワイン・ステープル市場再論—」『史窓』第 65 号、33-58 頁。